

人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を!

津山教育事務所 R2. 8月

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

その時、あなたの学校は!

各学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための具体的対策をとられていると思いますが、国内において感染症に関する心ない言動が報道されることがあります。この感染症の対策や治療にあたる医療従事者、社会機能の維持にあたる方、感染者とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されないものです。また、これらの人たちが通学する学校、勤務する職場等に対する誹謗・中傷等もあってはならないと考えます。新型コロナウイルス感染症の問題が大きくなっているこの時期、各学校における人権教育の取組が、自他の人権を擁護するための実践行動につながるものとなっているか、再確認することが学校経営者である校長の責任でもあります。

県教委人権教育課のホームページには、学習用の資料も掲載されています。

【正しい知識に基づき、人権に関する知的理解を深める。】

○国や県からの発信に基づいた正確な情報を児童・生徒に伝えるとともに、誤った情報をもたらす結果について想像させ、情報の発信者としての責任について考えさせるなど、知的理解が図られるように指導しましょう。

【人権意識を高く持ち、人権感覚を育成する。】

<https://www.pref.okayama.jp/page/663396.html>

○新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があり、感染した本人が責められるものではありません。いかなる場合であっても、誰かを蔑んだり排除したりするような言動は許されるものではないのです。教職員は人権意識を高く持って、児童・生徒のそうした行動を見逃さないようにするとともに、児童・生徒には、心ない言動に傷つけられている人の痛みや気持ちを想像したり共感的に受容したりすることができるよう指導しましょう。